

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月 8 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 40 号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第37条中「市税」を「徴収金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。